

家屋形態の風土性について

伊藤多喜子

はじめに

ドイツの建築家ブルーノ・タウト (Bruno. Taut, 1880~1938) は、一九三三年に来日、日本の建築や文化に関する数多くの著作をあらわした。タウトは日本の風土の根ざした日本建築を愛し、特に家屋建築については「風土的現象がその国に住む人達に特殊な生活態度を要求し、この生活態度がまた自然に対する防護設備や建築にも反映するのは当然である。」^[*]として、建築形態を生み出したものはその地域の風土であり、日本の風土に適さない西洋建築をむやみに取り入れるのは危険であるという「建築の風土性」を主張し、近代日本建築論の先駆者ともなった。これは明治維新以後、近代化＝西洋化の信念のもとにさまざまな改革を行い、「日本のもの」を排除しようとしてきた日本人に衝撃を与えたことになる。

ここで注意しなければならないのは「風土」という言葉の

表わす範囲であるが、これは一般的にはある土地の気候、地質、地形、景観などの総称として捉えられる。ところがこれを「自然」ではなく「風土」とするところに、単なる自然現象だけではなく、人間の精神構造や歴史性とも切り離せない包括的な環境、いわば広い意味で「地域性」ともよべる範囲を含んでいることが示されている。これは同時代の、和辻哲郎の著書『風土－人間学的考察－』(一九三五) に詳しく説明されるとおりである。

家屋形態は何によって規定されるか、という問題は、戦前からさまざまの視点で論じられてきたが、この解答はひとつに限らず、いくつもの要因が複雑に絡み合い、合理的な解釈のつかないところで家屋はかたちづくられてきたといえる。

ただ、少なくとも第二次大戦後めまぐるしい経済成長、技術革新によって新しい技術や素材が生み出され、いかなる自然環境のもとでも人間にとつて快適な、人工の「住環境がた

図1 事例No. 1

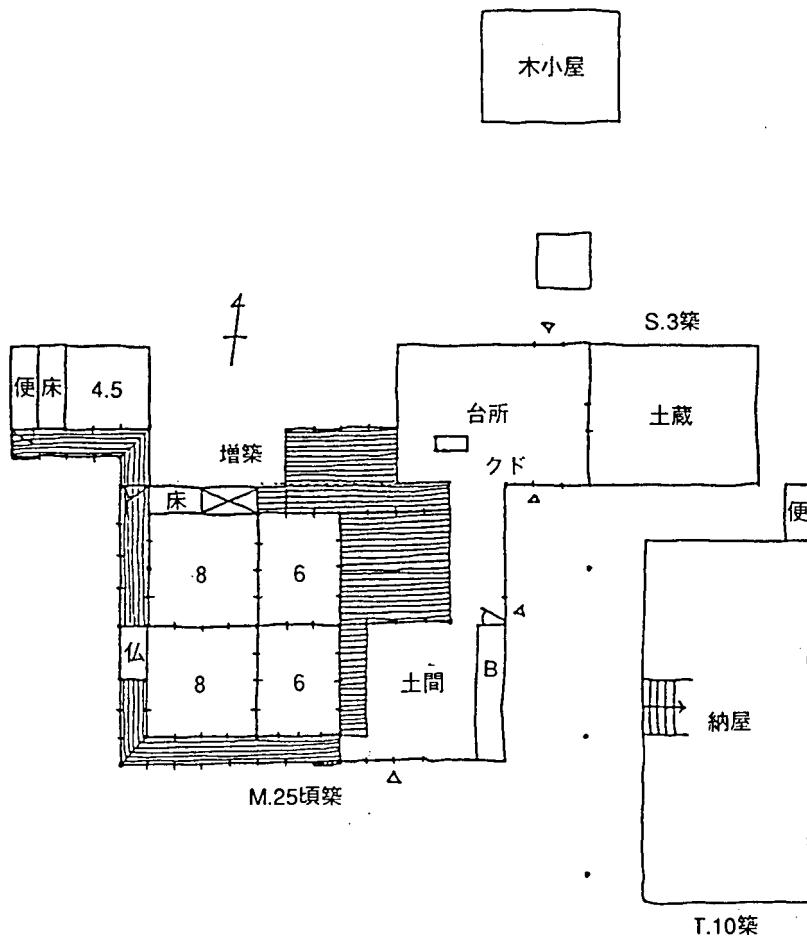
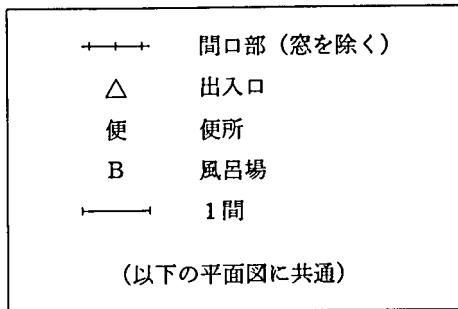
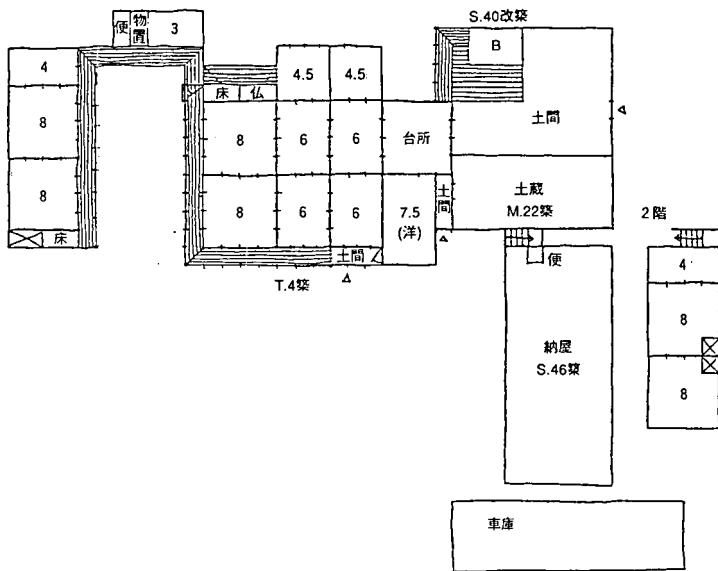


図2 事例No. 2

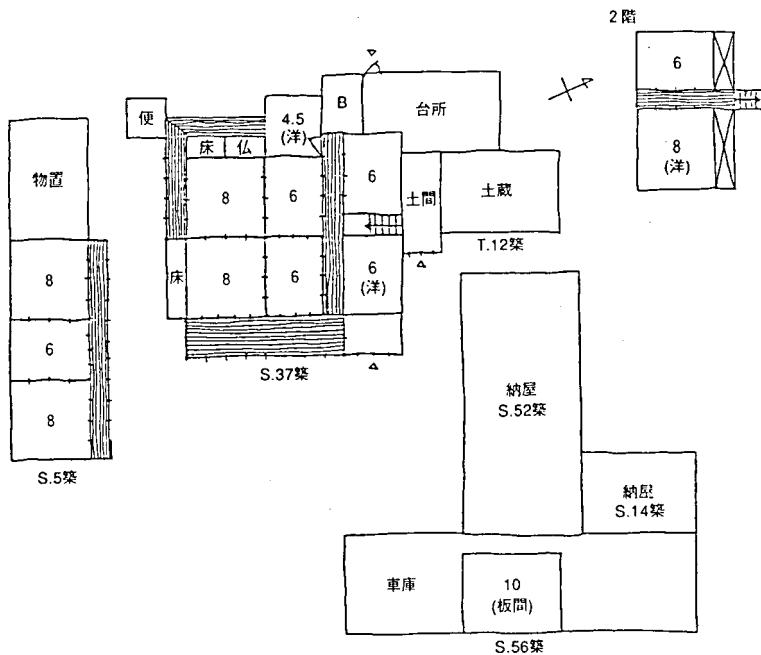


やすく用意されるようになったのは確かにことである。」の結果、家屋の内部環境と外部環境は分断されることが可能となり、それまである割合で家屋形態を規定してきた、自然現象としての「風土性」(自然的風土)は、その割合を徐々に減少させていると考えられる。

一方、地域性とは別の軸で、技術によって生み出された「近代建築」^{(*)2}も浸透していくことになり、これらを総合して、ある地域における家屋の「近代化」は、家屋形態の「多様化」という言葉で説明できると思われる。なお、ここで使う家屋の「近代化」とは、一九六〇(昭和三五)年以降全国規模で一斉におこった、工業生産方式(Prefabrication)による住宅の設計、寸法、性能などの標準化という一連の大きな変化のこと^{(*)3}を指す。

ブルーノ・タウトの指摘は、この変化がおこる以前の、ごく初期の建築論であることに注意せねばならないが、現代においても住宅の設計にあたって「(日本の)すまいの伝統が数多くの非合理的要素を含み、そして停滞的な側面をもつていたとしても、そこからすまいの創作が出発しなければならない」という考えは、一つの方法であり、思想である。伝統がすぐれているから、それを継承するということではない。それがすぐれていようと劣つていようと、そのなかで創作をしなければならないという考え方たなのである。」^{(*)4}というよう

図3 事例No. 3



に、タウトから一步すすめたかたちで家屋の「風土性」をとらえる考え方がある。

つまり現代では、技術革新の結果、純粹な自然現象としての「風土性」はある程度操作することも可能になつたが、その一方で、歴史性や人間の精神構造としての「風土性」（精神的風土）は、ある地域において無視することのできない「地域性」となつて家屋形態を探りつづけている。この意味において、ブルー・タウトの「建築の風土性」の理論は、現代にも十分通用する概念としてとらえることができるものである。

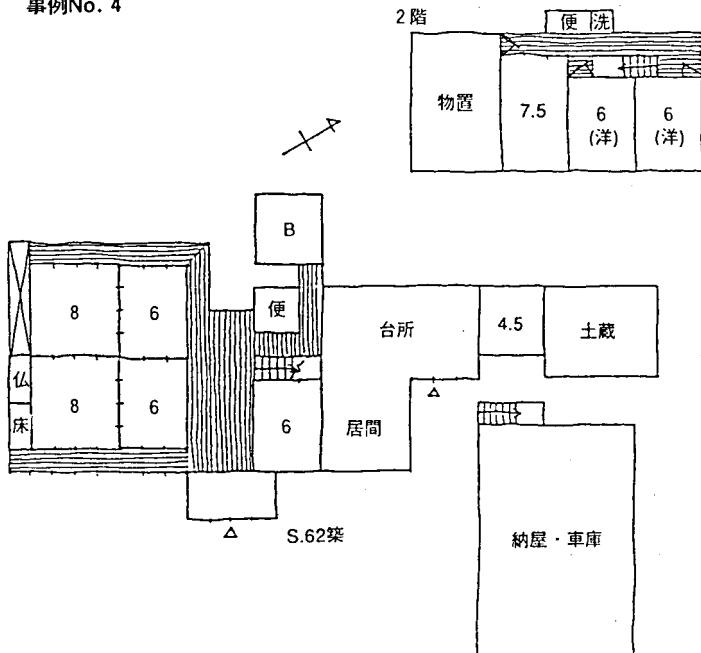
本稿では、以上のような理論を前提として、家屋形態を規定する要因のひとつである「風土性」が、近現代をつうじてのさまざまな要因、特に第二次大戦後の社会経済的变化を経て、どのようにその内容を変えてきたかという問題について、具体的事例をもとに検討する。

事例調査

具体的な事例調査のためのフィールドとしては、広島県西条盆地北部の米作農村である、東広島市西条町寺家地区を選定する。これは次のような理由からである。

- ① 古い家屋と新しい家屋が混在している集落であること。（つまり、古くからある集落を選定することで、同じ地域

図4 事例No. 4



内における家屋の変化を現在の実地調査によつて推測する
ことが可能となる)。

(2) かつての生業ができるだけ揃えること。(家屋の形態は
生業の種類によつても大きな差異が見られるため、異なる
生業を背景としている家屋間についての比較は困難であ
る。)

(3) 調査の利便性があること。

上記のフィールドの家屋全てについて、まず、東広島市役
所資料(S・60)をもとに家屋の近代化前後における家屋構
成(母屋、離れ、土蔵、納屋、その他)の変化、家屋の用途
別床面積の変化、またフィールド内(近隣地域を含む)の家
屋五七例の実地調査により、母屋のスタイル等の変化につい
て分析する。(但し、詳細な分析データ等はここでは割愛す
る。)

さらに、母屋のスタイル類型に基づいて十例を選び、築年、
間取り等の調査を行い、次のような結果を得られた。

農家家屋は一般に、農業の様式、営農規模及び各農家の社会
的属性を反映しながら、その規模や家屋構成が性格づけられ
てきた。近代化以前には、零細な小作農から自小作、自作、
小地主など社会的段階によつて家屋の規模や構成にちがいが
見られたが、この状態は、それぞれがその地域での「完成さ
れた家屋構成」をめざす、という“志向性”をもつづける状

態としてとらえられる。たとえば、事例地域においては、母

屋を中心として東北に土蔵、南東に母屋、西に離れをもつ、やや変形したコ字型の配置（干場中核方式）が分布するが、近代化以後、農家の経済的なゆとりから、殆どの農家家屋が上記の家屋構成に到達していることからも、この“志向性”の

存在は説明できるであろう。^{*5}

昭和三十年代後半から、風呂場を屋内に取り込んだり、土間の一部を洋間にしたり、屋根を瓦葺きにするなど部分的な修繕や、各家屋建物を改築する例が集中的にあらわれる。そしてこの結果、それぞれの家屋建物について、間取りやそれに伴う機能、外観スタイルは伝統的な形態を逸脱するものが増えることとなつた（表1参照）。

しかし、昭和六十年以降、間取りを中廊下型としたり、風呂場や台所など個々の機能についても近代化がすすむなど、生活様式に規定される面で都市型住宅と大差がなくなっているのと対照に、新築家屋のスタイルは伝統的な農家住宅風のものが主流となり、また母屋の部屋の間取りは、プロトタイプから殆ど変化してない。

事例地域では母屋の正面に向かって左手を上（カミ）、右手を下（シモ）とし、上方には客間、仏壇、離れ、上便所が置かれ、下方には台所、土間、土蔵、井戸、納屋、風呂、下便所が配されるのを常とする。前述の母屋の間取りについても同様であるが、家屋建物の機能配置（どこにどういった種類の建物を配置するか）についても、この原則は一貫して守られている。これは図5の、プロトタイプの事例（No.1）および現在の一般的な農家の事例（No.2）の、母屋の中心（大黒柱）からの方位角^{*6}、

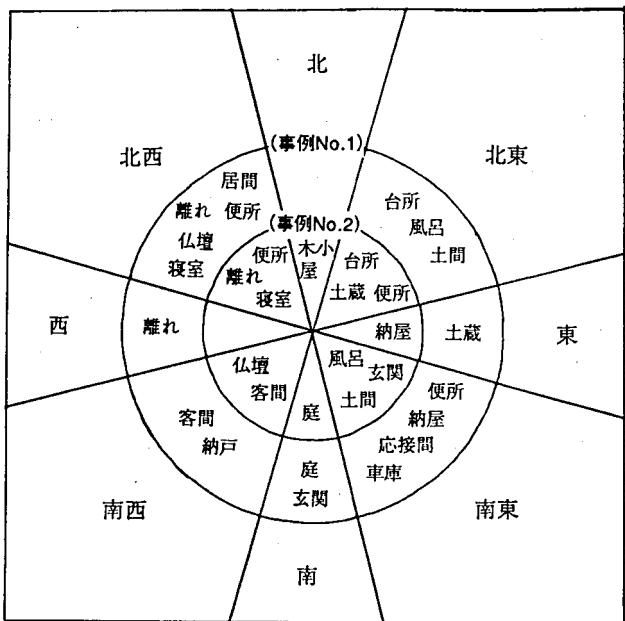
表1 築年別家屋スタイル類型

築年	プロトタイプ	定型（赤瓦*、真壁*）			変型	
		居蔵*	平屋	二階建	瓦葺き	その他
明治	※2	1				
大正		1				※1
昭和1~10		1				
11~20			3			
21~30		2	3			
31~40		2	2	2		1
41~50			10	3	5	1
51~60			1	6	5	1
61~				4	3	

*は近隣地域の事例

- ・赤瓦（石州瓦）は、粘土瓦に赤色の釉薬を施したもので、凍結に強い。中国地方山間部、石川県の一部に見られる。
- ・真壁は、和風木造建築における伝統的構法で、壁を柱と柱の間に納め、柱が外面に現れる壁。ここではプロトタイプが直接変化した家屋形態として、赤瓦と真壁をもつ家屋を「定型」とした。
- ・居蔵（造）は、広島県東広島市付近の民家において、瓦葺の二階建てあるいは中二階建ての母屋を指す呼称。

図5 方位角による機能配置



ところで、ほぼ南面したコ字型建物配置（母屋を中心としてみた建物の位置）は、コ字型の原則についてはくずれていないものの、方位角については、微地形等の影響でかなり以前からさまざまアリエーションを生んでいる（図6参照）。に示すとおりである。

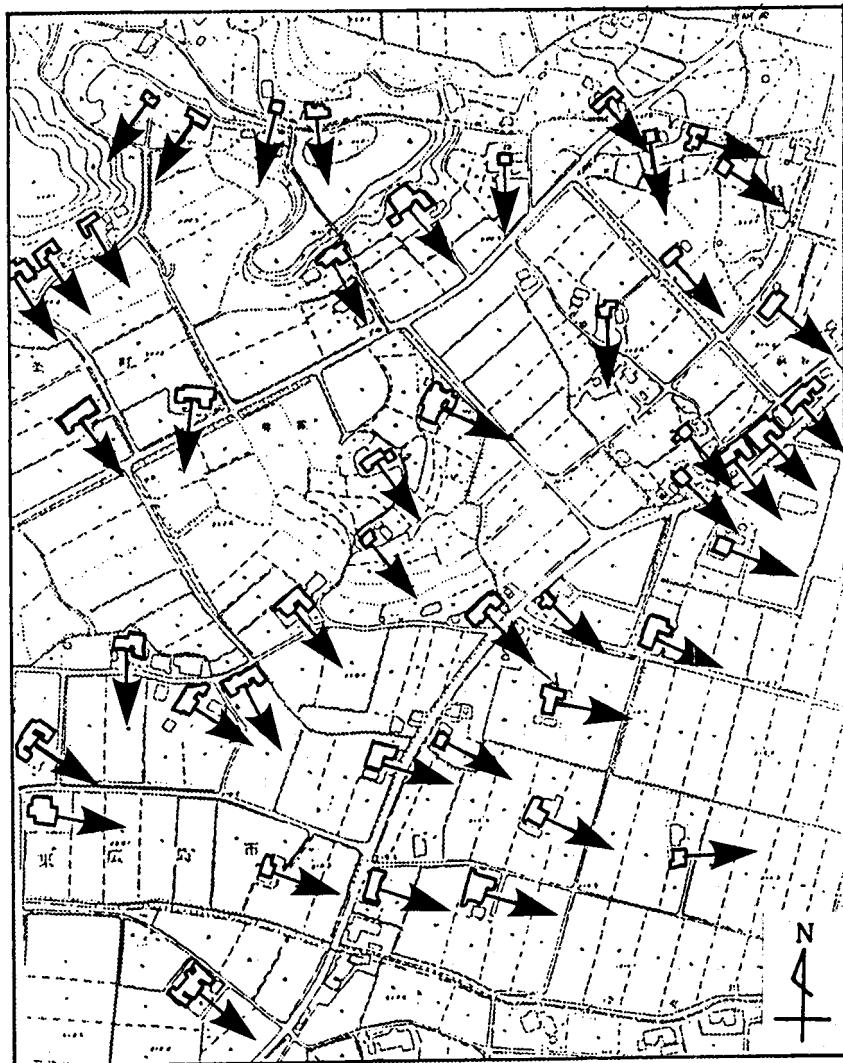
そしてこのために、もともと南～南東を向くことを前提として日照・風向き等を考慮したコ字型建物配置は、ある家屋についてはかえって不利な条件となってしまう。例えば、真東に近い方角を向く家屋は、母屋に向かって左手に離れをつくると、庭や母屋が南側の離れた日陰になるというようなことである。つまり、もともとの配置の規定要因である日照・風向き等の条件以上にコ字型として確立された建物配置の方が強い力をもつようになったのである。

まとめ

これらをまとめると、まず日照・風向きなどの条件下で建物配置（コ字型）と方角（南～南東）が決定される。そのうち方角については微地形等の影響からある程度変化をきたし、強く固定されることはなくなるが、コ字型の建物配置をくずしてまでも微地形や自然条件に合った家屋形態をとることはなく、これはカミ・シモの観念という伝統的な地域習慣に縛られた結果としてとらえることができる。そして家屋の近代化によって部分的なスタイル、素材、機能が変化している中でもなお、この形態は強く固定されつづけているのである。

ごく近年では、家屋建物のうち土蔵・離れが実質的に不用となり、また母屋は大型化して、床面積二百坪以上もの母屋に、二階が座敷、一階は車庫を兼ねた納屋の二棟構成の家屋

図6 家屋の正面が指す方向（東広島市西条町寺家付近）



が増えている。しかしこれについても、納屋を母屋のシモに置く配置形態は変わっていない。これを「風土性」から説明すれば、技術によって操作されうる自然的風土条件とは別に、

合理的な解決を受け入れない精神的風土条件が、依然家屋形態の規定に強く影響しているのはあきらかである。この関係は景観保護などの考え方と結びつく性質ももつてゐるが、「景観」という外からみた地域的特色以上に、民間伝承や地域的習慣といった、内側にひそむ地域的特色（精神的風土条件）は将来的にも家屋形態を規定しつづけ、このことは現代における「建築の風土性」として帰結することができると考えられる。

註および参考文献

(*1) ブルーノ・タウト『日本の家屋と生活』（篠田英雄訳、岩波書店一九六六）

(*2) 一九世紀以来の建築の総称。狭義には一九二〇年代を中心とする国際建築（国際様式）とは、

（中略）建築行政面からも建築生産の近代化に取り組みはじめ、（中略）建築の多様な動向のうちで、個人や地域の特殊性を超えて、

世界的に共通な様式へと向かっているものがあらわす。（建築大辞典「彰国社一九七四」）

(*3) 一九六〇年代の好況期・高度経済成長期には、建築産業界も建築生産の近代化に取り組みはじめ、（中略）建築行政面からも伝統的な現場生産方式から工業生産方式への移行こそ建築

生産近代化の第一歩であるとの強力な行政指導がとられはじめた。（三浦忠夫『日本の建築生産：組織の発生・体系の合理化を解説する』彰国社一九七七）

(*4) 篠原一男『住宅論』鹿島出版会一九七〇）

(*5) 佐藤甚次郎『日本農家の建物構成と配置方式』（『人文地理』一四（六）、一九六二）では、全国的に農家の建物構成とその配置には定法・定型があり、「人々は経済力の上昇に伴つて定型完成を願望して建て増ししていく、またこの定法ないしはこれに反することは俚諺として表現されている場合も多い」という指摘がなされている。

(*6) 菊地成朋『農村住居の「型」の成立とその社会性：東磐井地方の農村住居に関する研究（その1）』では、岩手県東磐井郡旧奥玉村において、近世以降、住居形態が一つの「型」（プロトタイプ）へと収斂し、近代以降の変化がこの「型」をベースにして展開されることが指摘されている。

(*7) この地域に見られる土蔵は、寝具や食器を収納する機能と、つけもの・味噌などを貯蔵したり自家醸造したりする機能を合わせ持つてゐるため、一般に土蔵というよりは生活空間に近く、台所に接続して建てられる。

(*8) 方位学の分野の研究に使われる言葉で、方位は方向、向きを意味し、角は限、角度を意味する。また、方位角を知るために住居の中心の位置は、大黒柱、主人の居室、住居の均衡的中心、平面の形の幾何学的中心などいくつかの違った基準で決定されるが、農家の場合は大黒柱によるものが多い。（サイモン・

J・ゲイル「建築における方位学」『PROCESS : ARCHITECTURE25 日本の風土と建築空間』プロセスアーキテクチャ一九八一)